七　適当な広さの実習室を有すること。
八　教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。
九　臨床実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
十　前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
十一　専任の事務職員を有すること。
十二　管理及び維持経営の方法が確実であること。

（報告）

第五条　指定養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。
一　当該学年度の学年別学生数
二　前学年度における教育実施状況の概要
三　前学年度の卒業者数

（報告の徴収及び指示）

第六条　都道府県知事は、指定養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。
2　都道府県知事は、指定養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第七条　指定養成所が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、都道府県知事は、指定養成所の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第八条　指定養成所について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　指定の取消しを受けようとする理由
二　指定の取消しを受けようとする予定期日
三　在学中の学生があるときは、その者に対する措置

（国の設置する養成所の特例）

第九条　国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第二条第一項	設置者	所管大臣
	（地方公共団体の設置する養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない	（第一号及び第十一号を除く。）を記載した書面をもって都道府県知事に申し出るものとする
第二条第二項	申請書	書面
第三条第一項	設置者	所管大臣
	申請し、その承認を受けなければならない	協議するものとする
第三条第二項	承認の申請	協議
第三条第三項	設置者	所管大臣
	前条第一項第一号から第三号まで	前条第一項第二号若しくは第三号
	届け出なければならない	通知するものとする
第五条	設置者	所管大臣
	報告しなければならない	通知するものとする
第六条第一項	設置者又は長	所管大臣
第六条第二項	設置者又は長	所管大臣
	指示	勧告
第七条	第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	第四条に規定する基準に適合しなくなったとき
第八条	設置者	所管大臣
	申請書を都道府県知事に提出しなければならない	書面をもって都道府県知事に申し出るものとする

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（養成所の指定基準の経過的特例）

第二条　第四条第一項第五号の規定は、令和十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

（受験資格の特例に係る養成所の指定基準）

第三条　法附則第二条第一号ハ及びニの養成所の指定基準は、次のとおりとする。
一　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。
二　修業年限は、二年以上であること。
三　教育の内容は、附則別表に定めるもの以上であること。
四　附則別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有すること。

（準用）

第四条　第二条第一項、第六条第一項、第七条及び第八条の規定は、法附則第二条第一号ハに規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「（地方公共団体の設置する養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「（第七号から第十一号までに掲げる事項を除く。）」と、第七条中「第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき」とあるのは「附則第三条に規定する基準に適合しないことが明らかとなったとき」と、第八条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

2　第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条から第八条までの規定は、法附則第二条第一号ニに規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「（地方公共団体の設置する養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「（第八号から第十一号までに掲げる事項を除く。）」と、第三条第一項中「若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするとき」とあるのは「を変更しようとするとき」と、第七条中「第四条」とあるのは「附則第三条」と読み替えるものとする。

（施行前の準備）

第五条　法第三十一条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所並びに法附則第二条第一号ハ及びニに規定する養成所の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。